

令和8年度

委託第294号

学校給食センター排水処理施設等清掃業務委託

## 仕様書

おいらせ町 中平下長根山 地内

おいらせ町

## 1 適用範囲

本仕様書は、おいらせ町立学校給食センターの排水処理施設及びグリストラップの汲み取り、清掃、廃棄物処理について適用する。

## 2 目的

本業務は、汚水を浄化し放流先が汚染することの無いよう、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他関係諸法令に基づき、設備の点検・清掃等を適正に行うことにより正常な状態を維持し、常に放流水質を水質管理基準及び法令に基づく排水基準等に適合させ、環境保全に資すること等を目的とする。

## 3 業務期間

(1) 履行期限 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

(2) 業務予定日

① 排水処理施設 (年1回)

令和8年12月24日～令和9年1月14日（冬休み期間）のうちに実施

【1日目】

放流作業（約30～40m<sup>3</sup>の廃水を手動で放流していただきます）  
（放流時間は「8時から11時まで」と「13時から16時まで」の間で実施し、一度に大量に放流しないことを前提に作業を行うこと）

【2日目以降】

汲み取り及び清掃作業、廃棄物搬出作業

② グリストラップ (年2回)

- ・令和8年7月31日～8月21日（夏休み期間）のうち1回
- ・令和8年12月24日～令和9年1月14日（冬休み期間）

## 4 業務場所

おいらせ町 中平下長根山 地内（おいらせ町立学校給食センター）

## 5 施設構造

別紙のとおり

※なお、現在は夜間放流を行っています。

## 6 業務概要

(1) 排水処理施設 汲取り、清掃、搬出業務

① 原水ポンプ槽、流量調整槽、貯留ポンプ槽のスカム、底部の堆積汚泥の汲み取り

※吸引車両準備の上、高圧洗浄機等を使用し壁面等の汚れを落とすものとする。

② 汚泥等の産廃処分（産業廃棄物処分委託契約等の事務手続き含む）

※搬出量は30tを予定し、これを超過しても追加経費の支払は行わないものとする。

(2) グリストラップ

① グリストラップ内の汚泥引抜及び運搬処分

(産業廃棄物処分委託契約等の事務手続き含む)

※ 搬出量は2.5 tを予定し、これを超過しても追加経費の支払は行わないものとする。

② グリストラップ内清掃、点検

7 提出書類

(1) 業務着手届、主任担当者通知書(経歴、資格を記載)及び業務計画書

(2) 清掃作業報告書(作業前、作業後の清掃状況がわかる写真添付)

(3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)提出

(4) 業務完了届(マニフェストE票の提出を完了日とする)

(5) その他発注者の指示による書類

8 その他

(1) 受注者は、業務の実施にあたっては、事故防止に万全を期し、各機器等の設備が正常に作動していないときは直ちに必要な措置を行い、発注者に状況を報告するものとする。また、各機器等の設備に故障が生じたときは、修理、交換等の必要な措置について、直ちに発注者へ報告するものとする。

(2) 当該処理区域で処理できる計画水量値は、約70 m<sup>3</sup>となっているため、近隣一般家庭排水の多い時刻を避けて放流する旨、地域整備課から申し合わせがあるため必要に応じて、本管設置場所の下田中学校現場に出向き、現場の状況を確認しながら、万が一にも事故等が発生しないように放流作業を実施すること。

(3) 業務を実施する浄化槽技術管理者には、社員証等の身分を証する書類を携行させること。

(4) 本仕様書で定めのない事項について疑義がある場合は協議し定めるものとする。

(5) 汚泥は産業廃棄物となることから、関係法令に基づき事業を実施すること。

(6) 作業の結果または改善の必要性があると判断した場合は、書面により提出すること。